

# 奈良市公報

第164号

令和8年3月16日発行  
発行所 奈良市役所  
発行人 奈良市長  
編集人 法務ガバナンス課長

## 目次

### 告 示

月	日	番号	件名	主管
2	16	63	農業振興地域整備計画の変更	農政課
2	16	64	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
2	18	65	差押調書の公示送達	滞納整理課
2	18	66	奈良市公報号外第26号に掲載	廃棄物対策課
2	20	67	奈良市議会定例会の招集	総合政策課
2	20	68	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
2	20	69	景観計画の変更に係る図書の公衆縦覧	都市計画課
2	20	70	景観形成重点地区の決定	都市計画課
2	25	71	放置自転車等の保管	環境政策課
2	25	72	放置自転車等の保管	環境政策課
2	25	73	放置自転車等の処分	環境政策課
2	26	74	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
2	26	75	生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出	保護課
2	26	76	生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の辞退の届出	保護課
2	26	77	生活保護法の規定による医療機関の指定	保護課
2	27	78	督促状の公示送達	納税課
2	27	79	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
2	27	80	令和7年奈良市告示第165号（予防接種の実施）の一部改正	健康増進課

### 監 査

月	日	番号	件名
2	27	3	監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知

### 公 営 企 業

月	日	番号	件名	主管
2	16	8	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定	給排水課
2	16	9	奈良市排水設備指定工事店の指定	給排水課

令和8年3月16日  
(月曜日)

奈良市公報

第164号

2 19 4 奈良市公報号外第26号に掲載

下水道事業課

告

示

**奈良市告示第 63 号**

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき定めた農業振興地域整備計画は、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和 44 年政令第 254 号）第 10 条の規定に該当する軽微な変更をいたしましたので、同法第 13 条第 4 項で準用する同法第 12 条の規定に基づき公告し、当該変更後の農業振興地域整備計画を次により縦覧に供します。

令和 8 年 2 月 16 日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 変更した農業振興地域整備計画の名称  
奈良農業振興地域整備計画
- 2 変更後の農業振興地域整備計画書の写しの縦覧場所  
奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号  
奈良市 観光経済部 農政課

(令和 8 年 2 月 16 日揭示済)

**奈良市告示第 64 号**

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和 8 年 2 月 16 日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 許可の年月日及び番号  
令和 7 年 10 月 30 日 奈良市指令整開 第 25A-19 号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号  
開発行為 令和 8 年 2 月 16 日 第 1968 号  
公共施設 令和 8 年 2 月 16 日 第 999 号
- 3 開発区域に含まれる地域  
奈良市南紀寺町一丁目 227 番 1、235 番 1、235 番 2、235 番 6 及び 235 番 7
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
奈良市六条町 113 番 4  
株式会社 栗実住宅 代表取締役 國原 正記
- 5 公共施設の種類、位置及び区域  
(1) 道路  
奈良市南紀寺町一丁目 227 番 1 の一部、235 番 1 の一部、235 番 2 の一部及び 235 番 6  
(2) 下水道  
奈良市南紀寺町一丁目 227 番 1、235 番 2 及び 235 番 6 の各一部

(令和 8 年 2 月 16 日揭示済)

**奈良市告示第 65 号**

国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 54 条の規定に基づく差押調書（謄本）については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和 8 年 2 月 18 日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 送達をすべき文書

差押調書 (謄本)

- 2 送達を受けるべき者  
省略

(令和 8 年 2 月 18 日 揭示済)

### 奈良市告示第 67 号

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 101 条第 1 項の規定により、令和 8 年 2 月 27 日奈良市議事堂に奈良市議会定例会を招集する。

令和 8 年 2 月 20 日

奈良市長 仲川 元庸  
(令和 8 年 2 月 20 日 揭示済)

### 奈良市告示第 68 号

都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和 8 年 2 月 20 日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 許可の年月日及び番号

令和 7 年 11 月 20 日 奈良市指令整開 第 25A-21 号

- 2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和 8 年 2 月 20 日 第 1969 号

- 3 開発区域に含まれる地域

奈良市押熊町 642 番 1、642 番 2、643 番 1 及び 643 番 2

- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市中山町 5 番地リヴェール B201 号

森本 賢吾

奈良市中山町 5 番地リヴェール B202 号

田村 侑史

(令和 8 年 2 月 20 日 揭示済)

### 奈良市告示第 69 号

景観法 (平成 16 年法律第 110 号) 第 9 条第 8 項の規定において準用する同条第 6 項の規定による奈良市景観計画の変更を告示し、当該景観計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和 8 年 2 月 20 日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 景観計画の名称

奈良市景観計画

- 2 景観計画を定める土地の区域

奈良市全域

- 3 効力の発生する日

令和 8 年 7 月 1 日

- 4 縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号

奈良市役所 都市整備部 都市計画課

(令和 8 年 2 月 20 日 揭示済)

### 奈良市告示第 70 号

なら・まほろば景観まちづくり条例（平成 2 年奈良市条例第 12 号）第 17 条第 1 項の規定により、景観形成重点地区を定め、令和 8 年 7 月 1 日より施行する。

令和 8 年 2 月 20 日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 景観形成重点地区の名称  
県道木津横田線（北部区間）沿道景観形成重点地区  
県道木津横田線（南部区間）沿道景観形成重点地区
- 2 景観形成重点地区を定める土地の区域  
別紙のとおり

(令和 8 年 2 月 20 日揭示済)

### 奈良市告示第 71 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示する。

令和 8 年 2 月 25 日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
令和 8 年 2 月 10 日
- 3 移動対象区域  
近鉄新大宮駅周辺及び JR 奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所  
奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目 288 番地の 1）
- 5 引取期間  
移動日から 60 日間。ただし、奈良市の休日（平成元年奈良市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。）を除く。
- 6 引取時間  
午前 9 時から午後 4 時 30 分まで
- 7 引取りのための必要事項  
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証等）を持参すること。  
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。  
ア 移動費 自転車 2,000 円  
原動機付自転車 4,000 円  
イ 保管費 1,000 円（ただし、移動日から 14 日以内は無料）
- 8 連絡先  
奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

(令和 8 年 2 月 25 日揭示済)

### 奈良市告示第 72 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示する。

令和 8 年 2 月 25 日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
令和 8 年 2 月 18 日

3 移動対象区域

JR 奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目 288 番地の 1）

5 引取期間

移動日から 60 日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000 円

原動機付自転車 4,000 円

イ 保管費 1,000 円（ただし、移動日から 14 日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

（令和 8 年 2 月 25 日揭示済）

奈良市告示第 73 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 10 条第 3 項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和 59 年奈良市規則第 35 号）第 5 条の規定により告示する。

令和 8 年 2 月 25 日

奈良市長 仲川 元庸

1 処分の根拠

移動日から 60 日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

2 処分対象自転車等の保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目 288 番地の 1）

3 処分年月日

令和 8 年 3 月 11 日

4 処分対象自転車等の移動年月日

令和 7 年 7 月 2 日、同月 10 日、同月 17 日、同月 24 日及び同月 31 日

（令和 8 年 2 月 25 日揭示済）

奈良市告示第 74 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により下御門町自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 2 月 26 日

奈良市長 仲川 元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
事務所の所在地	奈良市下御門町 10 番地	奈良市下御門町 21 番地
代表者の氏名 及び住所	小野 修一 奈良市下御門町 10 番地	井上 珠子 奈良市下御門町 21 番地

2 変更の年月日

令和 8 年 2 月 5 日

（令和 8 年 2 月 26 日揭示済）

**奈良市告示第 75 号**

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出があったので、同法第 55 条の 3 の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 2 月 26 日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
内科神経科精神科水原診療所	奈良県奈良市大宮町五丁目 278 の 1 新奈良ビル 205	令和 8 年 1 月 6 日
後藤医院	奈良県奈良市右京三丁目 19-1	令和 7 年 12 月 31 日
西川耳鼻咽喉科医院	奈良県奈良市右京三丁目 23-6	令和 7 年 12 月 31 日
医療法人おかもと歯科 奈良やすらぎ歯科	奈良県奈良市法蓮町 1080 番地 1	令和 7 年 12 月 31 日

(令和 8 年 2 月 26 日揭示済)

**奈良市告示第 76 号**

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により指定医療機関から事業を辞退した旨の届出があったので、同法第 55 条の 3 の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 2 月 26 日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	辞退年月日
氏井矯正歯科クリニック	奈良県奈良市大宮町一丁目 1-28 メゾン・プリメール海保ビル 2F	令和 8 年 2 月 21 日

(令和 8 年 2 月 26 日揭示済)

**奈良市告示第 77 号**

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により医療機関を指定したので、同法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和 8 年 2 月 26 日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
ごとう糖尿病内科・内科	奈良県奈良市右京三丁目 19-1	令和 8 年 1 月 1 日
奈良やすらぎ歯科	奈良県奈良市法蓮町 1080 番地 1	令和 8 年 1 月 1 日
すみれ薬局 奈良店	奈良県奈良市杉ヶ町 12 番地 4 第二西田ビル 101 号室	令和 8 年 2 月 1 日

(令和 8 年 2 月 26 日揭示済)

**奈良市告示第 78 号**

令和 4 年度軽自動車税全期分、令和 5 年度軽自動車税全期分、令和 5 年度市・県民税（普通徴収）第 4 期、令和 6 年度固定資産税・都市計画税第 4 期、令和 6 年度市・県民税・森林環境税第 3 期、第 4 期、令和 6 年度法人市民税確定申告、令和 7 年度固定資産税・都市計画税第 1 期、第 2 期、第 3 期、令和 7 年度市・県民税・森林環境税（普通徴収）第 2 期及び第 3 期の督促状を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び奈良市税条例（昭和 46 年奈良市条例第 12 号）第 6 条

の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部納税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和8年2月27日

奈良市長 仲川元庸

1 この督促状の対象期別納期限

調定年度及び税目	期別	発送年月日	納期限
令和4年度軽自動車税	全期分	令和5年3月20日	令和5年2月28日
令和5年度軽自動車税	全期分	令和6年4月19日	令和6年3月4日
令和5年度市・県民税(普通徴収)	第4期	令和6年2月20日	令和6年1月31日
令和6年度固定資産税・都市計画税	第4期	令和7年3月19日	令和7年2月28日
令和6年度市・県民税・森林環境税(普通徴収)	第3期	令和6年11月20日	令和6年10月31日
令和6年度市・県民税・森林環境税(普通徴収)	第4期	令和7年2月20日	令和7年1月31日
令和6年度法人市民税	確定申告	令和7年2月7日	令和7年1月6日
令和7年度固定資産税・都市計画税	第1期	令和7年6月20日	令和7年6月2日
令和7年度固定資産税・都市計画税	第1期	令和7年7月18日	令和7年6月30日
令和7年度固定資産税・都市計画税	第2期	令和7年8月20日	令和7年7月31日
令和7年度固定資産税・都市計画税	第3期	令和7年12月19日	令和7年12月1日
令和7年度市・県民税・森林環境税(普通徴収)	第2期	令和7年9月16日	令和7年9月1日
令和7年度市・県民税・森林環境税(普通徴収)	第3期	令和7年11月20日	令和7年10月31日

2 この公示送達により変更した後の差押可能日

令和8年3月10日

3 送達を受けるべき者

別紙のとおり  
別紙省略

(令和8年2月27日揭示済)

奈良市告示第79号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和8年2月27日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

令和6年11月29日 奈良市指令整開 第24A-31号  
令和7年11月4日 奈良市指令整開 第24A-31-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和8年2月27日 第1970号  
公共施設 令和8年2月27日 第1000号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市あやめ池南二丁目1185番1、1185番3、1185番5、1187番4、1187番8、1187番10、1188番6、1188番7、1188番9、1188番10、1188番11、1188番14、1188番16、1188番17及び1190番3

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市旭区高殿四丁目22番26号  
アークコーポレーション株式会社 代表取締役 青井 幸一

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市あやめ池南二丁目1185番3、1185番5及び1188番11の各一部

(2) 防火水槽

奈良市あやめ池南二丁目 1187 番 4、1187 番 8 及び 1187 番 10 の各一部

(令和 8 年 2 月 27 日掲示済)

奈良市告示第 80 号

令和 7 年奈良市告示第 165 号 (予防接種の実施) の一部を次のように改正する。

令和 8 年 2 月 27 日

奈良市長 仲川元庸

別紙 2 の表中

にしで整形外科	南京終町二丁目 1201-14 エービスビル 1F	63-2500	○	○	を
西の京病院西大寺クリニック	西大寺南町 14-24 明光第 6 ビル 2F	52-3711	○		
にしで整形外科	南京終町二丁目 1201-14 エービスビル 1F	63-2500	○	○	に

改める。

(令和 8 年 2 月 27 日掲示済)

監

査

奈良市監査委員告示第 3 号

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 199 条第 14 項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和 8 年 2 月 27 日

奈良市監査委員 東 口 喜代一  
 同 寺 川 拓  
 同 植 村 佳 史  
 同 柳 田 昌 孝

土木管理課

監査結果公表日 令和 4 年 3 月 30 日 (奈良市監査委員告示第 6 号)

措置結果通知日 令和 8 年 2 月 20 日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>道路占用料等における使用許可手続において、調定処理が遅延していた。また、道路占用料等の納期限が通知書発行日の翌月末になっていた。なお、当該納期限を定めた旨の市長決裁を確認しようとしたところ、監査期間内に提示はなかった。</p> <p>道路占用料等の使用許可手続については、奈良市会計規則 (昭和 40 年奈良市規則第 1 号) 第 11 条第 1 項の規定に基づき、速やかに調定処理を行うとともに、納期限については、同条第 2 項及び奈良市道路占用料に関する条例 (昭和 28 年奈良市条例第 11 号) 第 3 条の規定に基づき、市長決裁を得た上で期日を定めるか、あるいは、納入の通知をする日から 20 日以内の日付に設定されたい。</p>	<p>道路占用料の納期限に係る規定を定めた奈良市道路占用料に関する条例施行規則 (令和 6 年奈良市規則第 61 号) を新たに制定し、令和 7 年 4 月 1 日付けで施行しました。</p> <p>令和 7 年度許可分から同規則第 3 条の規定に基づき、納入の通知をする日から 20 日以内の納期限を定めて行うよう手続を改めました。</p> <p>また、使用許可に係る調定について、速やかに処理するよう手続を改めました。</p>

監査結果公表日 令和 5 年 6 月 30 日 (奈良市監査委員告示第 11 号)

措置結果通知日 令和 8 年 2 月 20 日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>道路占用料に係る納付書について、納期限が納付書発行の翌月末となっており、中には納期限の記載がないものもあった。</p> <p>納入義務者への通知は、奈良市会計規則(昭和40年奈良市規則第1号)第11条第2項の規定に基づき納入の通知をする日から20日以内の納期限を定めて行われたい。</p>	<p>道路占用料の納期限に係る規定を定めた奈良市道路占用料に関する条例施行規則(令和6年奈良市規則第61号)を新たに制定し、令和7年4月1日付けで施行しました。</p> <p>令和7年度許可分から同規則第3条の規定に基づき、納入義務者への通知は、納入の通知をする日から20日以内の納期限を定めて行うよう手続を改めました。</p>

(令和8年2月27日揭示済)

## 公 営 企 業

### 奈良市企業局告示第8号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程(平成10年奈良市水道局管理規程第7号)第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示する。

令和8年2月16日

奈良市公営企業管理者 増田 聡

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
田中水道住設	田中 明男	奈良県橿原市大軽町255番地の1セゾン大軽103号室	令和8年2月12日

(令和8年2月16日揭示済)

### 奈良市企業局告示第9号

奈良市排水設備指定工事店の指定をしたので、奈良市排水設備指定工事店等に関する規程(平成26年奈良市企業局管理規程第4号)第10条の規定により、次のとおり公示する。

令和8年2月16日

奈良市公営企業管理者 増田 聡

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
田中水道住設	田中 明男	奈良県橿原市大軽町255番地の1セゾン大軽103号室	令和8年2月12日

(令和8年2月16日揭示済)